

第20回 シリーズ事業承継

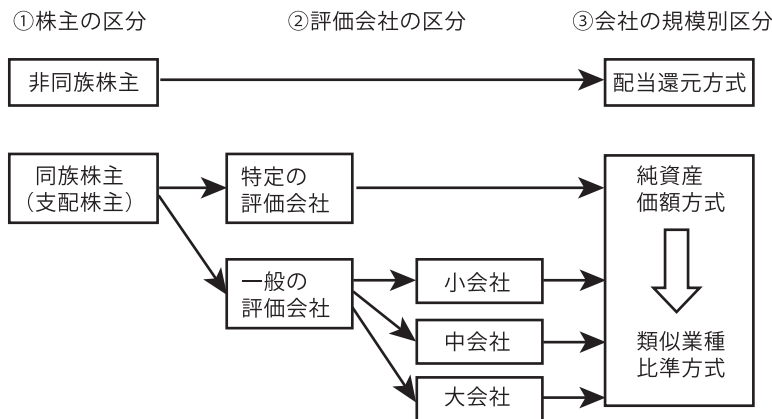


税理士 吉川 弥生

自社株（取引相場のない株式）の評価のしかた

- 自社株の評価は、株主の区分、評価会社の区分、会社の規模別区分により、それぞれ評価方法が定められています。
- 原則的評価方法には、類似業種比準方式、純資産価額方式、併用方式、例外的評価方法には、配当還元方式があります。
- 株式保有特定会社、土地保有特定会社などの特定の評価会社の株式は、原則として、純資産価額方式により評価します。

自社株の評価方法の流れのイメージ



■ 株主の区分というのは

① 同族株主がいるか、② 株式の取得者は同族株主か、同族株主以外の株主か、③ 株式の取得者の議決権割合の3つの株主の態様によって、原則的評価方式と特例評価方式が適用されます。

■ 原則的評価・特例的評価というのは

原則的評価方法と例外的評価方法

